
二本松市議会BCP（業務継続計画）

令和4年4月改訂

二本松市議会

目 次

1. 業務継続計画の必要性と目的	1
2. 災害時の議会、議員、議会事務局の役割	1
(1) 議会の役割	(1)
(2) 議員の役割	(1)
(3) 議会事務局の役割	(1)
3. 災害時の執行機関との関係	2
4. 想定する災害	2
5. 市議会における災害対応	2
○ 二本松市議会災害対応指針	(3)
○ 二本松市議会災害対策会議設置要綱	(5)
6. 業務継続の体制	6
(1) 議員の体制	(6)
(2) 議長の体制	(6)
(3) 議会事務局の体制	(7)
別紙1 情報収集連絡表	(9)
別紙2 議員安否確認表	(10)

1. 業務継続計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災、原子力発電所事故の発生時は、各自治体において速やかな災害対策を講ずるべく首長の専決処分による対応が多くなり、二元代表制の一翼を担う議事・議決機関としての議会の基本的な機能が十分に果たされなかった。

このような結果を踏まえ、議会における業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）を策定する地方自治体が増えつつある。

本市においては、震災後、平成25年8月には岩代地域を中心とした類例を見ないような豪雨災害が発生し、また、平成26年2月には記録的な積雪を記録し数日間にわたり交通機能にマヒが生じたところであり、大規模災害に備えての議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられるところである。

これらのことから、議会が、大規模災害などの非常時においても議事・議決機関として迅速な意思決定を行うため、議員の行動基準などを定めた二本松市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2. 災害時の議会、議員、議会事務局の役割

（1）議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っている。

よって、議会は、大規模災害発生などの非常時でも機能停止することなく、会議において定足数に足る有効な議決ができる体制を維持しなければならない。

（2）議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。

しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割も求められている。

よって、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する必要がある。

（3）議会事務局の役割

議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）は、災害発生等の非常時においても、議会の機能が維持されるよう、速やかに、議員の安否確認や会議の会場準備を行う必要がある。

また、万一、会議中に災害が発生したときは、出席者の避難誘導その他の安全確保のた

めの対応に万全を期さなければならない。

3. 災害時の執行機関との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは執行機関であり、災害初期においては、市職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮する必要がある。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。

そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

4. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく国民保護対策本部等が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・震度5弱以上の地震
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき
その他	・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

5. 市議会における災害対応

大規模災害などの非常時においては、二本松市議会は、平成23年3月の東日本大震災、原子力発電所事故を教訓として、平成25年8月に策定した「二本松市議会災害対応指針」及び「二本松市議会災害対策会議設置要綱」に基づき、対応するものとする。

二本松市議会災害対応指針

(平成25年8月8日制定)

1 対応の基本方針

議会は、予算、条例、重要な契約や計画等について市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時にあつては、特に初期を中心に、これらの本来的な機能とは別に、当局と連携し、被災市民の救援と被害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、東日本大震災の体験を踏まえ、大規模災害時においては、以下の基本姿勢に立って、取り組みを行うものとする。

- 当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- 上記にあたっては、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、態様に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時においては、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

(対応の基本方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、二本松市災害対策本部（以下「市本部」という。）が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- ③ 議員は、①のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- ④ 特に災害初期においては、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの当局への要望は、緊急の場合を除き、二本松市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）に窓口を設置して提出する。

2 災害発生時の対応

[初動期]（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対

応を行わせる。

② 委員会開催中は、委員長も同様とする。

③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 会議開催中以外の議員の対応

① 議員は、市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。

② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

① 議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。

② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。

③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。

④ 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長へ通知する。

[初動期経過後]

(1) 議員の対応

① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

(2) 議会の対応

① 議長は、被災情報を収集・整理し、市本部へ提供を行う。

② 議会事務局は、市本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。

③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。

④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連絡調整に当たる。

⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。

⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

二本松市議会災害対策会議設置要綱

(平成25年8月8日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、二本松市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
 - (2) 大雨、洪水、暴風、火山噴火等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
 - (3) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
 - (4) その他議長が必要と認めるとき
- 2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。
- 3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各常任委員会委員長、各会派代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、二本松市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと
- (3) 市からの依頼事項についての対応に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

6. 業務継続の体制

(1) 議員の体制

【議員の基本的行動】

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で、議員としての立場を踏まえて次の活動を行うものとする。

- ① 議長から参集の連絡があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ② 地域活動などを通して、市が把握できない地域の災害情報などを収集する。
- ③ 議長からの参集連絡に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ④ 災害対策会議の委員は、災害対策会議が設置された場合には、速やかに参集し、活動する。

【二本松市議会災害対応指針などに基づく対応】

[初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

- ① 会議開催中の対応
 - ・ 速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
 - ・ 家族の安否確認を行う。
- ② 会議開催中以外の対応
 - ・ 市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡。
 - ・ 地域における被災者の安全確保や、避難所への誘導等に協力する。

[初動期経過後]

- ① 議員の対応
 - ・ 自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
 - ・ 地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、議会事務局へ情報を提供する。(別紙1：情報収集連絡表による)

(2) 議長の体制

【議長の基本的行動】

議長は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で、議長の職務を行うものとする。

【二本松市議会災害対応指針などに基づく対応】

- ・ 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。

[初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

- ① 会議開催中の対応
 - ・ 本会議中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会する。
 - ・ 事務局職員に、避難誘導その他の安全確保のための対応を行わせる。

- ・ 議員が速やかに地域での支援活動等が行えるよう配慮する。

② 議長の対応

- ・ 議長は、議会事務局からの被害及び市の対応の報告を踏まえ、自らの判断で登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置する。(市長へ設置通知)
- ・ 必要に応じ、事務局職員に議員の安否確認を行わせる。

[初動期経過後]

① 議長の対応

- ・ 議員からの被災情報を収集・整理させ、二本松市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供する。
- ・ 会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供をする。
- ・ 必要に応じ、市本部長等との連絡調整に当たる。
- ・ 国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。

(3) 議会事務局の体制

事務局職員は、大規模な災害等が発生した際には、第一義的には市で策定した「災害対策職員配備計画」及び「職員行動マニュアル」に基づき行動するものとし、加えて、「二本松市議会災害対応指針」などに基づく対応に当たる。

【災害対策職員配備計画・職員行動マニュアル 抜粋】

○ 配備基準等

配備基準	配備時期	市の組織体制	事務局職員の出動時期
事前配備 (関係各課若干名)	①震度4の地震が発生したとき。 ②その他状況に応じて市長が指令したとき。		事務局長
警戒配備 (関係各課の30%)	①震度5弱の地震が発生したとき。 ②その他状況に応じて市長が指令したとき。	特別警戒本部	総務係長
第一次配備 (各所属の50%)	①震度5弱以上の地震により、人的被害及び住宅被害等が発生したとき。 ②その他状況に応じて市長が指令したとき。	災害対策本部 現地災害対策本部	議事調査係長
第二次配備 (職員全員)	①震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②その他状況に応じて市長が指令したとき。	災害対策本部 現地災害対策本部	事務局全員

○ 部・班員の事務分掌

部・班名	担当事務	担当者	
		主務者	補助者
議会事務局 (議会事務局班)	・局総括	事務局長	
	・班総括	事務局長	
	・市議会議員との連絡調整に関すること。	総務係長	議事調査係長 総務係員 議事調査係員
	・本部付事務職員を出向させること	1名(物資配給係へ)	

【事務局職員の基本的行動】

事務局職員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。その後、速やかに災害時に優先すべき議会事務に当たる。

【二本松市議会災害対応指針などに基づく対応】

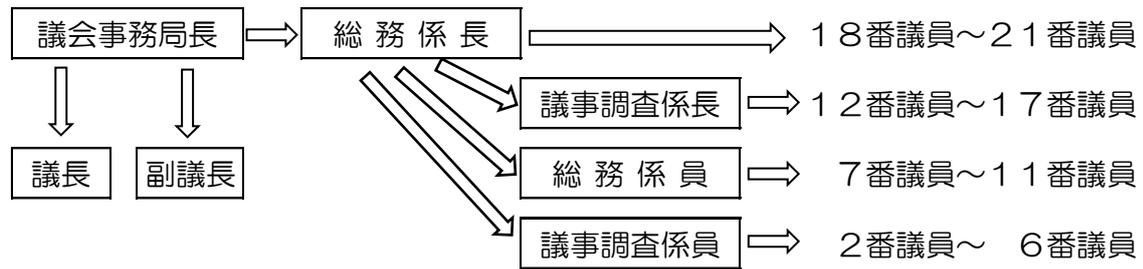
[初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

- ① 会議開催中の対応
 - ・ 避難誘導その他安全確保のための対応。
 - ・ 議場、委員会室などの建物の被災状況確認、音響設備等機器の点検。
- ② 会議開催中以外
 - ・ 正副議長に対する被害及び市の対応状況の報告。
 - ・ 議員の安否確認。(別紙2：議員安否確認表による)
 - ・ 議員からの被災情報の収集、整理。

[初動期経過後]

- ・ 市本部から提供のあった被災情報等の正副議長への報告。
- ・ 議員から報告のあった被災情報を整理し、市本部へ提供。
- ・ 会派又は議員に対する被災情報の提供。
- ・ 設置基準に基づく市議会災害対策会議の招集通知、会議資料等の作成。
- ・ 必要に応じ、国、県、関係機関等に対する要望書の作成。

(議会事務局 緊急連絡網)



【改訂履歴】

- ・平成29年9月 策定
- ・平成31年3月 第1回改訂
- ・令和4年4月 第2回改訂